

○東京藝術大学COI研究推進機構要項

〔平成27年3月26日〕
制 定

改正 平成29年12月21日 平成30年4月10日
平成31年3月28日 令和3年5月25日
令和4年4月21日

(設置)

第1条 本学にセンター・オブ・イノベーション（COI）研究推進機構（以下「機構」という。）を置く。

2 機構を置く期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(目的)

第2条 機構は、文部科学省のセンター・オブ・イノベーション（COI）プログラム終了後のCOI加速支援に採択された「ウィズ/ポストコロナ社会に適合した新たな文化継承の加速推進（以下「COI加速支援プロジェクト」という。）を展開し、COI拠点終了後における研究開発の促進及びウィズ/ポストコロナ時代における社会変革の貢献に資することを目的とする。

(職員)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、COI加速支援プロジェクトに特任教員、特任研究員及びその他必要な職員を置くことができる。

(組織)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) COI加速課題代表者（以下「PI」という。）

(2) テーマリーダー 若干人

(3) PI補佐

(4) リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。） 若干人

(5) その他、PIが必要と認めた者

2 PIは、COI加速支援プロジェクトの本学職員のうちから、アートイノベーション推進機構長が指名する者をもって充てる。

3 テーマリーダー及びPI補佐は、PIが指名する者をもって充てる。

4 URAは、COI加速支援プロジェクトの推進のために採用した特任研究員をもって充てる。

(職務)

第5条 PIは、COI加速支援プロジェクトの運営及び研究開発活動を統括する。

2 テーマリーダーは、各テーマの進捗管理等を掌理する。

3 PI補佐は、PIを補佐するとともに、PIに事故があるときにはその職務を代行する。

(庶務)

第6条 機構に関する事務は、社会連携課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。